

DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・ファンド

米ドルクラス／豪ドルクラス／ユーロクラス

DWS Global Utility Bond Master Fund

ルクセンブルグ籍／契約型／オープン・エンド型外国株式投資信託

<管理会社／管理事務代行会社> DWSインベストメント・エス・エー

1987年4月15日、1915年ルクセンブルグ会社法(改正済)に基づき設立されました。ファンド資産の運用、受益証券の発行・買戻し業務、管理事務業務および登録・名義書換業務を行います。約3,355億5,902万ユーロ(約53兆6,794億円)の管理・運用を行っています(2024年1月末日現在)。資本金30,677,400ユーロ(約49億746万円)(2024年1月末日現在)
(注)ユーロの円貨換算は、2024年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=159.97円)によります。

<投資運用会社> DWSインベストメントGmbH

投資方針および直接的な投資判断の日々の遂行を含むファンド運用業務を行います。

<保管受託銀行／副管理事務代行会社> ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店

ファンド資産を分別保管するとともに、ルクセンブルグの法律に基づき保管受託銀行に課されるその他一切の義務を履行し、また、帳簿管理、純資産価格の計算業務等の管理事務代行業務を行います。

<代行協会員> ドイツ証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読み下さい。
- ファンドの正式名称は、「DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンド」(DWS Global Utility Bond Master Fund)です。ただし、愛称として、「DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・ファンド」を使用します(以下「ファンド」といいます。)
- ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。

この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年3月29日に財務省関東財務局長に提出しており、2024年3月30日にその届出の効力が生じております。

ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。



- ① **主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資するファンドです。**
 - 主に電力・ガス・水道等を供給する世界の公益企業・公社が発行する債券を投資対象とします。
 - 上記に加え、その他の日常生活に密接なサービスを行う企業が発行する債券にも投資します。
 - ファンドの資産は主に、取得時において投資適格とされている利付債に投資されます。
(注1) 公的格付が存在しない場合、管理会社の内部ガイドラインに従って内部格付を適用します。
 (注2) 基本的に、3つの格付機関 (S&P、ムーディーズ、フィッチ) のうち一番高い格付が投資適格である場合、投資適格として分類されます。
- ② **ファンドは、米ドル建以外の資産に投資を行った場合、原則として、対米ドルで為替ヘッジを行います。また、米ドル建受益証券(米ドルクラス)、対豪ドルで為替ヘッジを行う豪ドル建豪ドルヘッジ受益証券(豪ドルクラス)と対ユーロで為替ヘッジを行うユーロ建ユーロヘッジ受益証券(ユーロクラス)を発行します。**
- ③ **毎月収益分配を行います。**
 - 原則として、毎月20日を分配落ち日として分配を行います(20日が評価日でない場合、翌評価日に分配を行います。)
※ 「評価日」とは、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおける銀行営業日であり、ニューヨーク証券取引所および東京証券取引所の取引日でもある日をいいます(以下同じです。)
 ※ 「銀行営業日」とは、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおいて商業銀行が営業を行い支払いが処理される日をいいます(以下同じです。)
 - 分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

》》 ファンドの目的・投資方針・投資対象

- ファンドの投資目的は、インカム・ゲインの確保とファンド資産の中長期的な成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することです。
- ファンドは、主に世界各国の公益債券に投資することにより、その目的の達成を目指します。
- 「世界各国の公益債券」とは、世界各国の公益企業・公社が発行する債券をいいます。
- 「公益企業・公社」とは、電力・ガス・水道等の日常生活に密接なサービスを行う公益企業・公社をいいます。
- ファンドの資産は主に、取得時において投資適格とされている利付債に投資されます。基本的に、3つの格付機関(S&P、ムーディーズ、フィッチ)のうち一番高い格付が投資適格である場合、投資適格として分類されます。3社ではなく2社のみが格付を付している場合、格付分類には2社のうちいずれか高い方を用います。証券の格付が1つしかない場合、単一の格付が用いられます。公的格付が存在しない場合、管理会社の内部ガイドラインに従って内部格付を適用します。
- 株式に対する投資は行われませんが、(i)株式／新株予約権の特徴を有するハイブリッド優先証券への投資、(ii)発行体の組織再編等の結果としての株式の受領、または、(iii)債券の保有者に割り当てられる転換権の行使の結果として、純資産の10%を上限として株式を保有する場合があります。
- 投資運用会社は、ポートフォリオの米ドルに対する為替リスクをヘッジする予定です。
- ファンドは、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率がエクスポージャーの区分(株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、デリバティブ等エクスポージャー)ごとにそれぞれ10%、合計で20%を超えることのないように運用するものとします。

》運用体制

- 管理会社は、ファンドの運用業務を投資運用会社に委託しています。
- ファンドの投資運用会社は、一切の投資決定およびそれに関連するリスクに責任を負います。投資運用会社の投資決定は、定性・定量の両局面からなるマルチ・ステップ・プロセスにより監督・統制されます。投資運用会社は、市場分析およびポートフォリオ構築についてチームとして機能します。

※ ファンドの運用体制は、2024年1月末日現在のものであり、随時変更されることがあります。

》主な投資制限

管理会社は、ファンド資産の運用にあたり、以下の投資制限を遵守します。以下は、ファンドの投資制限の要点を例示したものです。

- ① 証券取引所で取引可能でない証券または別の規制市場(定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。)で取引されていない証券に、ファンドの資産の15%を超えて投資することはできません。
- ② 同一の発行体から同種の表章された権利の20%を超える部分を購入することはできません。
- ③ 株式に投資するその他の集団投資ファンドもしくは会社型投資ファンドの株式もしくは受益証券に投資することはできません。
- ④ 公式の証券取引所への上場が認められていないかまたは別の規制市場(定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。)で取引されていない譲渡可能証券のショート・ポジションを保有することになる空売りを行うことはできません。ただし、ファンドは、かかる証券が流動性が高く、ファンドの資産の10%を超えない場合は、規制市場で相場を付けられずまたは取引されていない譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することができます。もっとも、同じ発行体により発行された同種の証券の10%を超える譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することになる空売りを行うことはできません。
- ⑤ ファンドの勘定による借入れを行うことはできません(ただし、一時的に、ファンドの資産の10%を上限として借入れを行うことはできます。)
- ⑥ デリバティブ金融商品に関する証拠金支払いは、ファンドの資産の50%を超えることはできません。ファンドの流動資産の準備金は、少なくともファンドにより提供される証拠金支払いの金額と同額でなければなりません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、ファンド受益証券の保有者(受益者)の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課すことができます。

》分配方針

ファンドは、原則として、毎月20日を分配落ち日として分配を行います(20日が評価日でない場合、翌評価日に分配を行います。)

(注) 分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



》 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

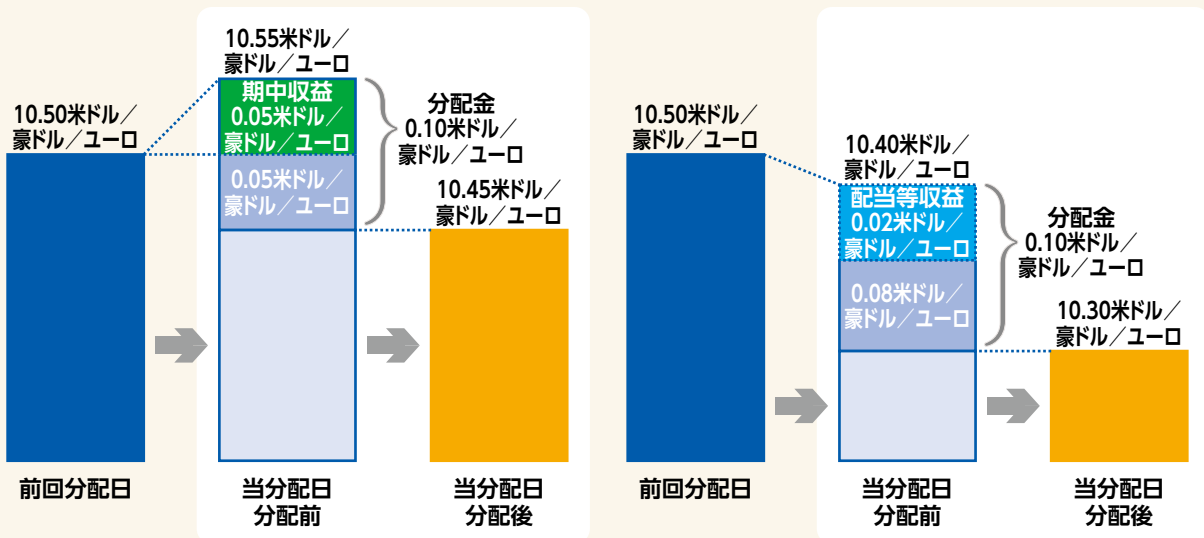


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当分配日の受益証券1口当たり純資産価格は前回分配日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(前回分配日から受益証券1口当たり純資産価格が上昇した場合)

(前回分配日から受益証券1口当たり純資産価格が下落した場合)



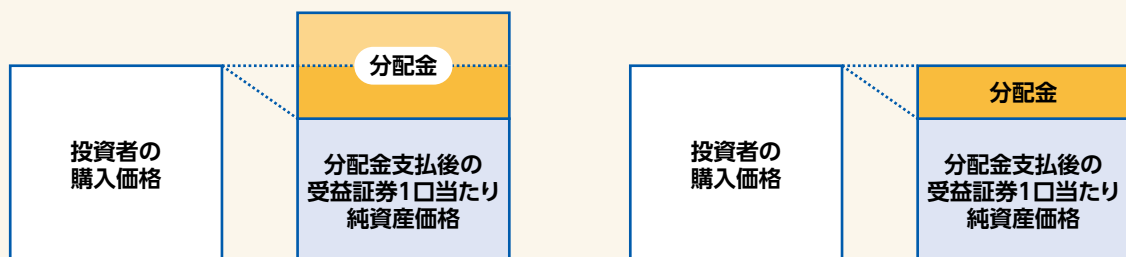
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

分配額は変動しますので、状況によっては、分配金が支払われないことがあります。



》》 リスク要因

ファンドが行う投資には、価格上昇の機会に加えてリスクも含まれます。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに含まれる資産の価額により決定されます。受益証券1口当たり純資産価格は、購入価格と比べて上昇または下落する可能性があります。したがって、投資目的が達成される保証はありません。

投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンド資産に生じた損益は、すべて投資者の皆様はに帰属します。ファンドは、元本が保証された金融商品ではありません。ファンドは、預貯金と異なります。

金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

債券には、発行体に関する信用リスクが伴い、発行体の信用格付けは信用リスクのベンチマークとして用いられます。低格付けの発行体によって発行された債券は、通常、高格付けの発行体によって発行された債券よりも、信用リスクおよび発行体の債務不履行リスクが高い証券であると考えられます。債券の発行体が財務上または経済上の困難に直面した場合、債券の価額（ゼロになる可能性があります。）およびこれらの債券に基づきなされる支払い（ゼロになる可能性があります。）に影響を及ぼすおそれがあります。

為替変動リスク

ファンドは基準通貨建てですが、ファンドが投資する金融商品はファンドの基準通貨以外の通貨建てであることもあります。その結果、これらの通貨の価値がファンドの基準通貨に対して下落した場合、ファンドの資産の価値も減少することがあります。また、ファンドは米ドル、豪ドルまたはユーロを基準通貨としているため、円貨から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって、円換算した投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が影響を受け損失を被ることがあります。また市場環境の変化により流動性が著しく低下した場合、売却することができない可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が影響を受け損失を被ることがあります。

≫ その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

≫ リスクに対する管理体制

ファンドのポートフォリオ運用は、投資運用会社内のアセット・マネジメント・リスク統制管理部門および投資運用コンプライアンス部門による支援を受けています。管理会社の事業リスク部門およびコンプライアンス部門は常にすべてのポートフォリオを監視しています。

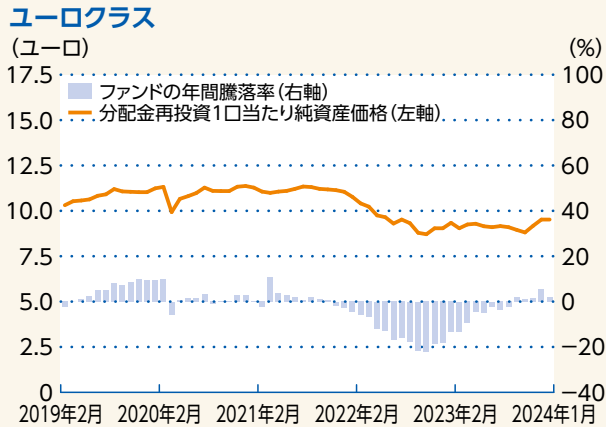
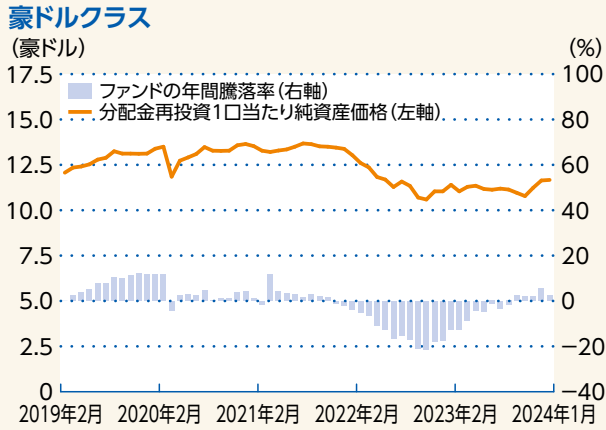
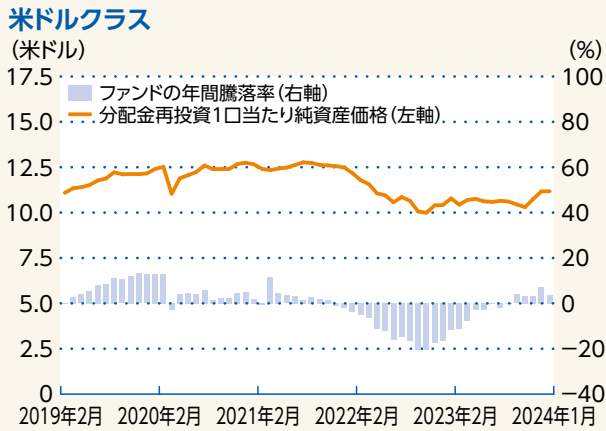
ファンドは、ヘッジ目的またはヘッジ目的以外でデリバティブ取引等を行っています。ファンドは、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクをバリュー・アット・リスク方式により管理しています。

※ ファンドのリスク管理体制は、2024年1月末日現在のものであり、随時変更されることがあります。

参考情報

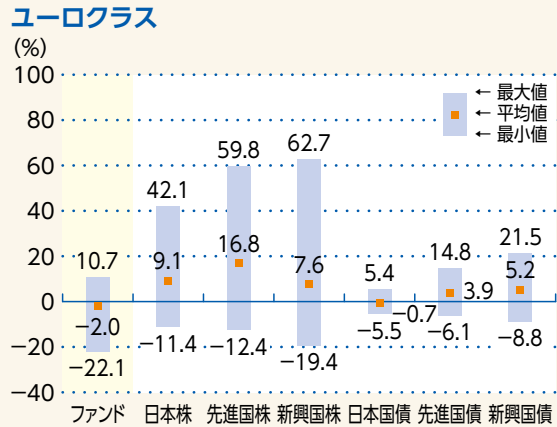
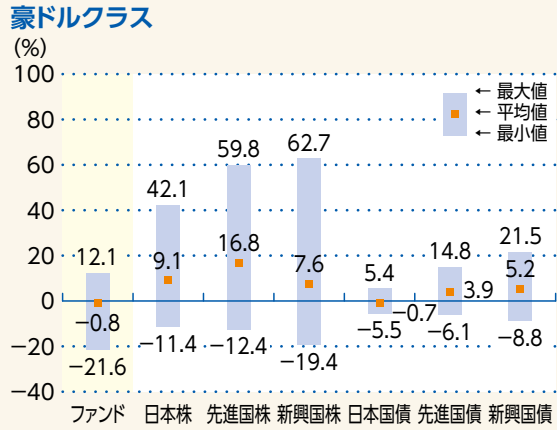
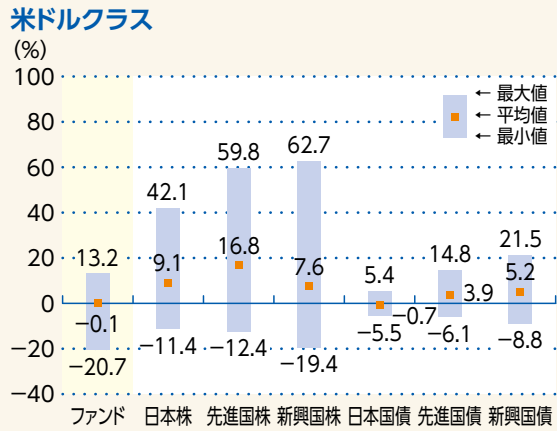
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用下さい。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移※1,※2
(2019年2月～2024年1月)



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較※1,※3,※4
(2019年2月～2024年1月)

グラフは、ファンド(基準通貨ベース)と代表的な資産クラス(円ベース)のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。またファンドの年間騰落率は、各受益証券の基準通貨建てで計算されており、円換算されておりません。したがって、円換算した場合、騰落率は上記とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金(税引前)を再投資したものと計算しており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0のファンドにつきましては分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※3 2019年2月～2024年1月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
日本株: TOPIX (配当込み)
先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
新興国株: MSCIエマーシング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債: NOMURA-BPI国債
先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)
(注1) すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
(注2) 先進国株、新興国株、先進国債および新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- TOPIX (東証株価指数) の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク (以下「MSCI」といいます。) が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIIは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (以下「NFRC」といいます。) が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はNFRCに帰属します。なお、NFRCはNOMURA-BPIIを用いて行われる管理会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本) は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC (以下「J.P.Morgan」といいます。) が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

純資産の推移

米ドルクラス

基準日:2024年1月末日



豪ドルクラス

基準日:2024年1月末日



ユーロクラス

基準日:2024年1月末日



分配の推移

	1口当たり分配金額(税引前)		
	米ドルクラス (米ドル)	豪ドルクラス (豪ドル)	ユーロクラス (ユーロ)
第2会計年度(2013年10月1日~2014年9月末日)	0.36	0.60	0.36
第3会計年度(2014年10月1日~2015年9月末日)	0.36	0.60	0.36
第4会計年度(2015年10月1日~2016年9月末日)	0.36	0.60	0.36
第5会計年度(2016年10月1日~2017年9月末日)	0.36	0.60	0.36
第6会計年度(2017年10月1日~2018年9月末日)	0.36	0.60	0.36
第7会計年度(2018年10月1日~2019年9月末日)	0.36	0.60	0.36
第8会計年度(2019年10月1日~2020年9月末日)	0.36	0.60	0.36
第9会計年度(2020年10月1日~2021年9月末日)	0.36	0.54	0.33
第10会計年度(2021年10月1日~2022年9月末日)	0.36	0.36	0.24
第11会計年度(2022年10月1日~2023年9月末日)	0.36	0.36	0.24
2023年10月	0.03	0.03	0.02
11月	0.03	0.03	0.02
12月	0.03	0.03	0.02
2024年1月	0.03	0.03	0.02
直近1年間累計	0.36	0.36	0.24
設定来累計	3.90	5.88	3.59

(注) 設定来累計とは、運用開始日である2013年2月22日から2024年1月末日までの期間における分配金の累計額です。

ファンドの実績はあくまで過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

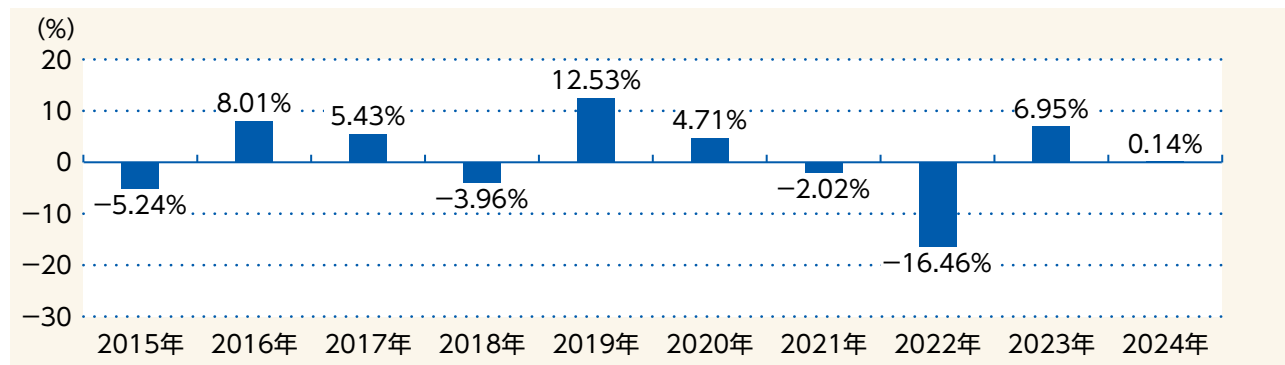
主要な資産の状況(上位10銘柄)

(2024年1月末日現在)

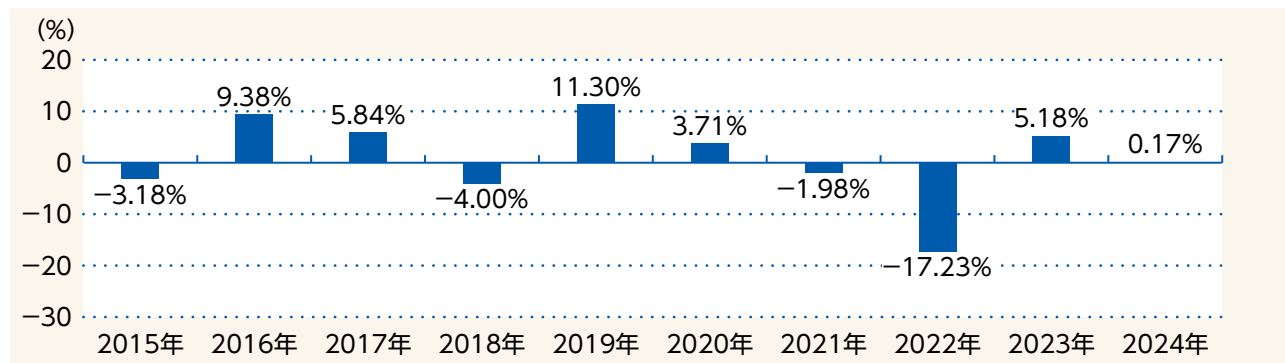
順位	銘柄	種類	国・地域等	投資比率(%)
1	TRANSCANADA PIPELINES	債券	カナダ	2.26
2	PACIFICORP	債券	米国	2.11
3	DUKE ENERGY FLORIDA LLC	債券	米国	2.05
4	ENERGY TRANSFER LP	債券	米国	1.96
5	CON EDISON CO OF NY INC	債券	米国	1.73
6	DOMINION ENERGY INC	債券	米国	1.66
7	KINDER MORGAN ENER PART	債券	米国	1.63
8	EXELON CORP	債券	米国	1.63
9	ENTERPRISE PRODUCTS OPER	債券	米国	1.59
10	SOUTHERN CO	債券	米国	1.37

収益率の推移(暦年ベース)

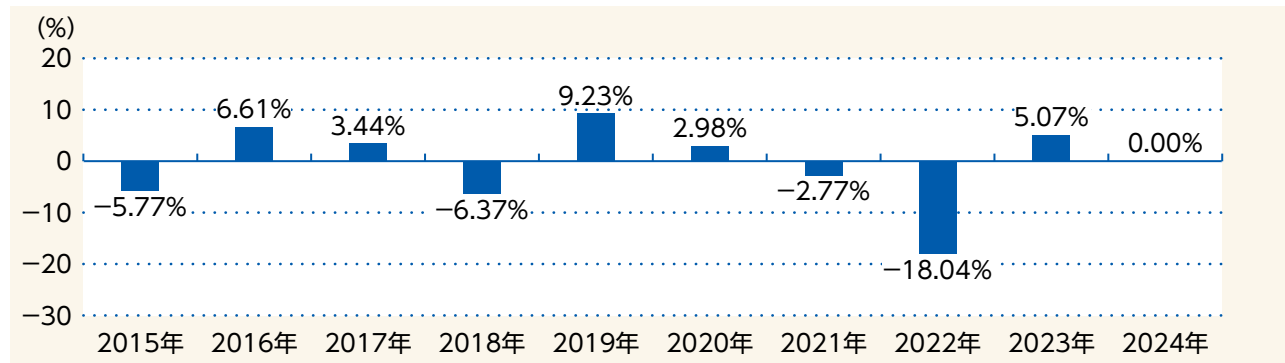
米ドルクラス



豪ドルクラス



ユーロクラス



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間中の税引前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配額の額)

(注2) 2024年は年初から1月末日までの収益率です。

(注3) ファンドにベンチマークはありません。

ファンドの実績はあくまで過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

》 お申込みメモ

購入単位	<p>1口以上1口単位。または、 米ドルクラス:100米ドル以上、1米ドル・セント単位 豪ドルクラス:100豪ドル以上、1豪ドル・セント単位 ユーロクラス:100ユーロ以上、1ユーロ・セント単位</p> <p>購入(申込み)単位が金額の場合、口座毎に購入金額を受益証券1口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計額を算出します(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの購入金額合計額を受益証券1口当たり純資産価格で除し、申込口数の合計額を算出します。</p> <p>ただし、日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。</p>
購入価格	<p>ルクセンブルグにおいて管理会社またはその代理人が申込みを受け付けた評価日における受益証券1口当たり純資産価格</p> <p>※ 通常、日本における申込日の翌営業日に判明する受益証券1口当たり純資産価格 ※ 「評価日」とは、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおける銀行営業日であり、ニューヨーク証券取引所および東京証券取引所の取引日でもある日をいいます。 ※ 「銀行営業日」とは、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおいて商業銀行が営業を行い支払いが処理される日をいいます。 ※ 12月24日および12月31日には受益証券1口当たり純資産価格の計算を行いません。</p>
購入代金	<p>原則として、申込みを行った日から起算して5営業日目までに日本における販売会社または販売取扱会社にお支払い下さい。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別に定める日がある場合はその期日までに支払うものとします。日本円でお支払いいただく場合、東京外国為替市場の外国為替相場に基づいて日本における販売会社または販売取扱会社が決定します。詳細は日本における販売会社または販売取扱会社にお問い合わせ下さい。</p>
換金(買戻し)単位	<p>1口以上0.001口単位。</p> <p>ただし、日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。</p>
換金(買戻し)価格	<p>ルクセンブルグにおいて管理会社またはその代理人が申込みを受け付けた評価日における受益証券1口当たり純資産価格</p> <p>※ 通常、日本における申込日の翌営業日に判明する受益証券1口当たり純資産価格</p>
換金(買戻し)代金	<p>原則として日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、日本において買戻請求が行われた日から起算して6営業日目から支払われます。</p>
申込締切時間	<p>原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み受付分とします。</p>
購入の申込期間	<p>2024年3月30日(土)から2025年3月31日(月)まで (申込期間はその終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)</p> <p>※ 評価日以外の日または12月24日および12月31日には申込みの受付を行いません。 ※ 日本における販売会社の判断により、申込みの受付を行わない場合があります。 ※ ファンドの受益証券は、米国において、もしくは米国人に対してまたは米国人のために、募集または販売することはできません。</p>
換金(買戻し)制限	<p>ファンドの純資産総額の10%を超える買戻請求が行われた場合、買戻しが制限されることがあります。</p>
購入・換金(買戻し)申込受付の中止および取消し	<p>管理会社は、次の場合、受益証券1口当たり純資産価格の計算を一時的に停止し、受益証券の販売および買戻しを一時的に停止することがあります。</p> <p>① ファンドの投資対象とする有価証券および短期金融商品の大部分が取引されている取引所もしくはその他の規制市場が閉鎖されている場合(通常の日曜日および休日を除きます。)、またはかかる取引所での取引が停止もしくは制限されている場合</p> <p>② 管理会社がファンドの資産を売ることができない場合、ファンドの購入もしくは売却の取引金額を自由に送金できない場合、または受益証券1口当たり純資産価格を通常の方法で計算できない緊急の場合</p> <p>また、管理会社は、受益証券の購入・換金(買戻し)の注文がマーケット・タイミング(不公正な裁定取引)であるとの疑義が生じた場合は、注文を受け付けない場合があります。</p>
信託期間	<p>設定日(2013年2月22日)から無期限とします。</p>

繰上償還	ファンドは、いつでも管理会社により解散されることがあります。管理会社は、受益者の利益を勘案して、管理会社の利益を保護するために、または投資方針のために必要または適切であるとみなされる場合、ファンドの解散を決定することができます。ファンドの解散は、法律上定められている場合、強制的に行われます。
決算日	毎年9月30日
収益分配	ファンドは、原則として、毎月20日を分配落ち日として分配を行います(20日が評価日でない場合、翌評価日に分配を行います。) (注) 分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
運用報告書	ファンドの計算期間の終了後およびファンドの償還後に、期間中の運用経過、ファンドが保有する資産の内容等を記載した運用報告書を作成します。ファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の知れている受益者にお渡しします。また、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供されます。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断により、これと異なる取扱いがなされる可能性があります。
その他	ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です(開設・口座管理料等については、日本における販売会社または販売取扱会社にお問い合わせ下さい。) その他の詳細は請求目論見書でご確認いただけます。

》》 ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用															
購入時手数料	申込金額の 3.30% (税抜き3.00%) 以内 購入時手数料は、販売会社による商品および関連する投資環境の説明や情報提供等ならびに購入受付事務等の対価です。														
換金(買戻し)手数料	かかりません。														
信託財産留保額	かかりません。														
投資者が信託財産で間接的に負担する費用															
管理報酬	<p>ファンドの純資産総額の年率1.4%以内 管理報酬は、各評価日に計算される受益証券1口当たり純資産価格に基づくファンドの資産から各月末に差し引かれます。 管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況・費用支払の監督、ファンドのリスク量の計測・管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務の対価として管理会社に支払われます。 管理会社は、ファンドから管理報酬を受領し、管理報酬から以下のファンドの関係法人に対する報酬を支払います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料等</th> <th>支払先</th> <th>対価とする役務の内容</th> <th>報酬率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代行協会員報酬</td> <td>代行協会員</td> <td>受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務</td> <td>ファンドの純資産総額の年率0.10% (四半期毎後払い)</td> </tr> <tr> <td>販売報酬</td> <td>日本における販売会社</td> <td>受益証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務</td> <td>ファンドの純資産総額の年率0.60% (毎月後払い)</td> </tr> </tbody> </table>			手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率	代行協会員報酬	代行協会員	受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.10% (四半期毎後払い)	販売報酬	日本における販売会社	受益証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.60% (毎月後払い)
手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率												
代行協会員報酬	代行協会員	受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.10% (四半期毎後払い)												
販売報酬	日本における販売会社	受益証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.60% (毎月後払い)												
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保管費用(保管受託銀行によるファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価) ○ 管理事務代行費用(管理事務代行会社によるファンドの購入・換金(買戻し)等受け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価) ○ ファンドの資産およびファンド自体に課されるすべての税金(特に年次税)ならびに管理費および保管費に関連して発生する可能性のある税金 ○ 管理会社、管理事務代行会社、投資運用会社、保管受託銀行もしくは名義書換代行会社または管理会社の任命する第三者が受益者の利益のためにする行為に対して生じる弁護士費用(ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価) ○ 資産の取得および処分に関連して発生する可能性のある費用 ○ 為替ヘッジおよび為替戦略に関連して発生する可能性のある費用 ○ ファンドの受益者の利益を保護するために生じる可能性のある特別費用(訴訟費用等)等 <p>上記のその他の費用は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率または上限額等を事前に表示することができません。</p>														

投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

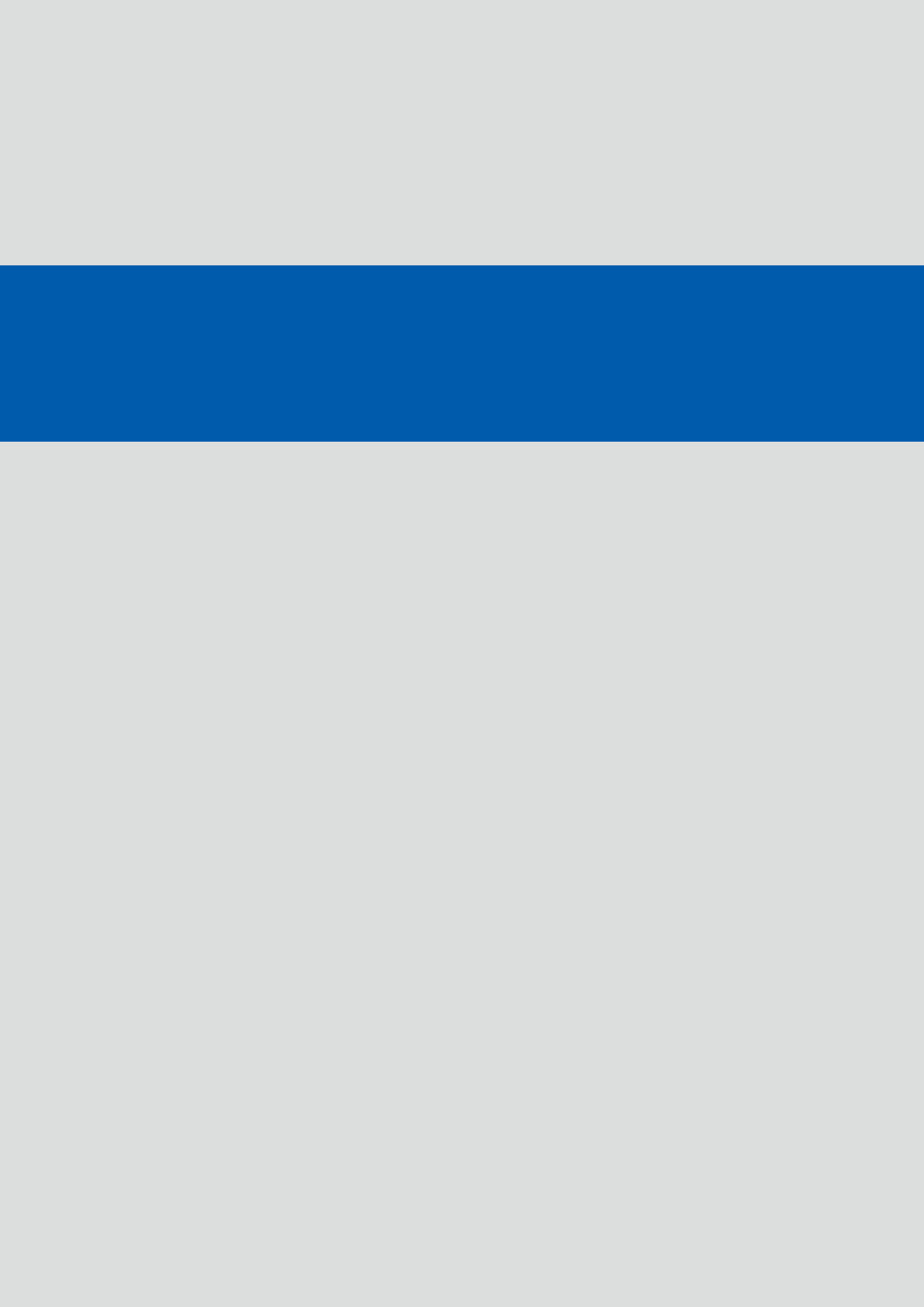
時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税: 分配金に対して20.315% (2038年1月1日以後は20%)
換金(買戻し)請求等 による譲渡時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税: 譲渡益に対して20.315% (2038年1月1日以後は20%) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、譲渡益 と同じ扱いとなります。

- 上記は2024年3月29日現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



MEMO





目論見書補完書面(投資信託)

<コード 0253~0255>

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。投資者の皆様がお取引される際には、あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファンド (愛称:DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・ファンド) 米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券、ユーロクラス受益証券						
手数料など 諸費用について	<p>■申込時に直接ご負担いただく費用</p> <p>・申込手数料: お申込口数に応じて以下の料率としております。</p> <table border="1"><thead><tr><th>お申込口数</th><th>手数料率</th></tr></thead><tbody><tr><td>10 万口未満</td><td>1.10%(税抜 1.00%)</td></tr><tr><td>10 万口以上</td><td>0.55%(税抜 0.50%)</td></tr></tbody></table> <p>お申込手数料は、ご購入金額(お申込口数×1 口当たり純資産価格)に、お申込手数料率を乗じて、次のように計算されます。 お申込手数料(税込) = お申込口数×1 口当たり純資産価格×お申込手数料率(税込) 例えば、米ドルクラス受益証券を 1 口当たり純資産価格 10.00 米ドルで 1,000 口ご購入いただく場合は、お申込手数料(税込) = 1,000 口×10.00 米ドル×1.10% = 110.00 米ドルとなり、合計 10,110.00 米ドルをお支払いいただくこととなります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。</p>	お申込口数	手数料率	10 万口未満	1.10%(税抜 1.00%)	10 万口以上	0.55%(税抜 0.50%)
お申込口数	手数料率						
10 万口未満	1.10%(税抜 1.00%)						
10 万口以上	0.55%(税抜 0.50%)						
手数料など 諸費用について	<p>■換金時に直接ご負担いただく費用</p> <p>・換金(買戻し)手数料:ありません</p> <p>※外貨建投資信託の場合の適用為替レートについて 外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。 ※交付目論見書もあわせてご覧ください。</p>						

※この書面は、交付目論見書の一部を構成するものではなく、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。

※この書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

1/2 この書面は 2 頁からなります

(2024.03)

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 0253~0255>

お申込単位	100 口以上 1 口単位(新規・追加申込時とも) ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	1 口以上 1 口単位 ※別に定める場合はこの限りではありません。
受渡日	お申込、ご換金とも、国内約定日(通常、申込日の日本における翌営業日)から起算して、日本における4営業日目となります。
ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただけます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客様にお渡しいたします。
会社の概要 (2023 年 12 月末現在)	商号等 SMBC日興証券株式会社 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 本店所在地 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本STO協会 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 資本金 1,350 億円 主な事業 金融商品取引業 設立年月 2009 年 6 月 連絡先 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00※祝日・年末年始を除く)

[ご留意点]

- ・本ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。取得制限の対象に該当する場合、お申込みを行うことができません。取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。詳しくは目論見書でご確認ください。
- ・外貨建て投資信託の場合、分配金・償還金は、変更のお申し出のない限り、あらかじめご指定いただいた円貨または外貨でのお受取となります。なお、あらかじめ、外貨でのお受取をご指定されない場合は円貨でのお受取となります。変更をご希望される場合には、事前にその旨をご連絡ください。

※但し、別途、契約等で取り決められている場合は、上記の限りではありません。

お申込みは



SMBC日興証券

※この書面は、交付目論見書の一部を構成するものではなく、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。

※この書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

2/2 この書面は 2 頁からなります

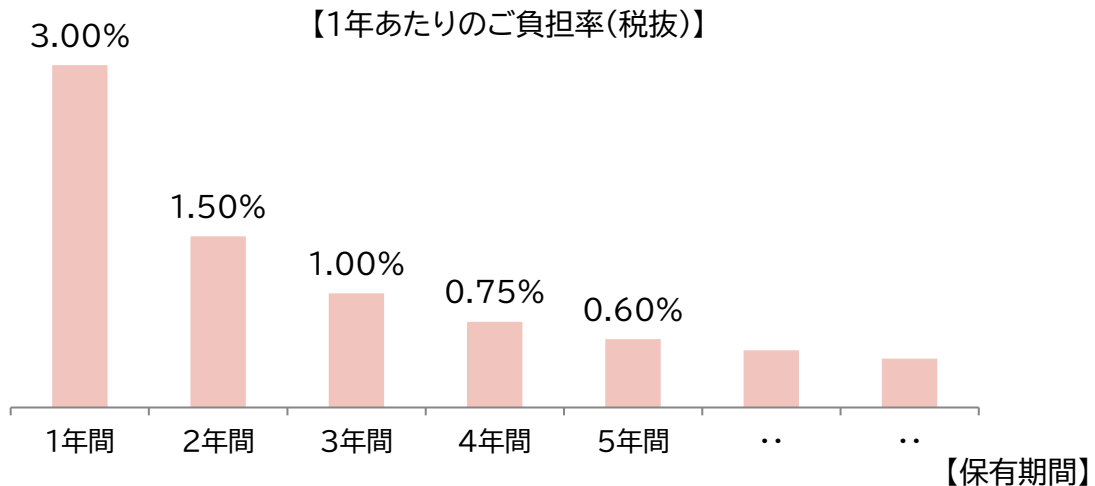
(2024.03)

お申込手数料に関するご説明

*当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただく前に、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。

この頁は、余白の頁です。